

第11 医療給付事業

1 小児慢性特定疾病医療給付（児童福祉法）

(1) 背景

小児慢性特定疾患研究事業実施要綱に基づき開始され、平成17年4月から児童福祉法に法制化された。さらに、平成27年1月1日施行の児童福祉法の一部改正により、公平で安定的な医療費助成事業となった。また、愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会を共同設置し15名の審査委員により医療費支給認定審査及び審議を行っている。医療費及び事務費に対し国庫負担金・補助金は2分の1、市負担金2分の1。

(2) 目的

小児慢性特定疾病は、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、その医療費の一部を助成し、家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

(3) 対象

岡崎市内に住所を有するもののうち、対象疾患及び対象年齢に該当し、小児慢性特定疾病指定医療機関で医療を受けるもの。

(4) 疾患群別支給認定数

(単位：件)

	認定数		年齢別内訳（再掲）								（再掲）		
	（新規再掲）	割合（%）	0歳	1～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18歳以上	重症患者認定	高額かつ長期	人工呼吸器
悪性新生物	64(6)	14.8	—	1	5	11	10	12	14	11	15	14	—
慢性腎疾患	21(3)	4.9	—	—	2	1	2	5	8	3	—	4	—
慢性呼吸器疾患	14(3)	3.2	1	1	2	1	2	1	3	3	2	12	1
慢性心疾患	78(19)	18	7	10	7	9	12	12	12	9	18	15	3
内分泌疾患	78(22)	18	—	2	3	11	25	14	14	9	1	24	—
膠原病	14(2)	3.2	—	1	—	2	2	3	3	3	—	3	—
糖尿病	35(5)	8.1	—	—	3	4	5	8	4	11	—	9	—
先天性代謝異常	12(1)	2.8	—	—	—	3	1	3	3	2	3	2	—
血液疾患	14	3.2	—	—	—	1	2	3	2	6	—	1	—
免疫疾患	6(1)	1.4	1	—	1	—	—	1	1	2	—	2	—
神経・筋疾患	36(6)	8.3	—	6	1	4	10	3	8	4	7	8	2
慢性消化器疾患	39(7)	9	—	1	3	3	2	6	11	13	—	6	—
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	16(2)	3.7	1	—	5	2	4	—	3	1	10	5	4
皮膚疾患	2(1)	0.5	—	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—
骨系統疾患	3	0.7	—	—	—	1	—	—	2	—	—	—	—
脈管系疾患	1(1)	0.2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
計	433(79)	100	10	23	33	54	77	71	88	77	56	106	10

※同一の者に複数の疾病に関して支給認定を行っている場合は、それぞれの疾病ごとに計上。

※重症患者認定、高額かつ長期、人工呼吸器は、主疾患に記載し、重複して認定を行っている場合は、それぞれの項目ごとに計上。

(5) 受給者実人数 (単位：人)

年度	実人員
R 1 年度	378
R 2 年度	427
R 3 年度	425

(6) 申請件数 (令和 4 年 5 月末現在) (単位：件)

	新規	更新	変更 (審査あり)	変更 (審査なし)	再交付	返納	計
件数	79	364	4	186	6	3	639
承認	79	363	4				446
不承認	—	1	—				1
保留	—	—	—				—

(7) 決算額

	医療費		日常生活用具		
	支払件数 (件)	給付額 (円)	件数 (件)	給付額 (円)	内訳
R 1 年度	4,362	93,230,954	3	233,601	94,311 (ストーマ装具) 48,300 (電子式たん吸引器) 90,990 (電子式たん吸引器・ネブライザー)
R 2 年度	4,863	96,345,403	3	226,834	42,650 (電子式たん吸引器) 41,492 (電子式たん吸引器) 142,692 (入浴補助用具・電子式たん吸引器)
R 3 年度	5,174	98,204,600	3	161,610	37,090 (車椅子) 20,020 (人工鼻) 104,500 (人工鼻)

(8) 小児慢性特定疾病指定医療機関指定数 (令和 4 年 4 月 1 日現在) (単位：件)

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所	計
81	144	14	239

(9) 小児慢性特定疾病指定医指定数 (令和 4 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

専門医要件	研修要件	計
99	6	105

2 育成医療給付 (障害者総合支援法)

(1) 背景

平成18年 4 月に児童福祉法から障害者自立支援法へ移行。平成25年 4 月に障害者総合支援法に改正、継続実施。国庫負担金は 2 分の 1、県負担金及び市負担金 4 分の 1。

(2) 目的

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である。

(3) 対象

岡崎市内に居住する児童で、身体障害者福祉法に掲げる程度の身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患がこれを放置するときに、将来において同程度の障がいを残すと認められる児童であって、確実に治療効果が期待できるもの。

(4) 給付決定状況育成医療受給者証給付決定状況

(単位：件・％)

障がい 種別 年度	肢体 不自由	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ そしゃく機能	心臓機能	腎臓機能	その他	計
R 1 年度	2(3.8)	—	7(13.5)	42(80.8)	1(1.9)	—	—	52
R 2 年度	1(2.6)	—	1(2.6)	35(89.7)	2(5.1)	—	—	39
R 3 年度	1(2.2)	1(2.2)	2(4.4)	38(84.5)	3(6.7)	—	—	45

(5) 決算額

(単位：件・円)

	医療費		補装具		
	支払件数	給付額	件数	給付額	内訳
R 1 年度	297	1,723,263	—	—	
R 2 年度	308	2,613,326	2	36,428	16,425(腰椎装具) 20,003(腰椎装具)
R 3 年度	208	2,119,140	2	15,925	5,394(腰椎装具) 10,531(側弯矯正装具)

3 養育医療給付（母子保健法）

(1) 目的

未熟児の養育に要する費用の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図る。また、未熟児の保護者からの相談を受け、必要に応じて訪問指導を行う。国庫負担金は2分の1、県負担金及び市負担金4分の1。

(2) 対象

身体の発育が未熟のまま出生した乳児（未熟児）で入院を必要とするもの、及び新生児重症黄疸で交換輸血を必要とするもの。

(3) 給付決定状況

(単位：人)

年度	実人数	延べ件数
R 1 年度	56	73
R 2 年度	62	82
R 3 年度	65	82

(4) 出生時体重別件数

(単位：件)

年度	～999 g	1,000～1,499 g	1,500～1,999 g	2,000 g～
R 1 年度	11	7	28	10
R 2 年度	10	8	31	13
R 3 年度	7	11	33	14

4 一般不妊治療費補助（愛知県一般不妊治療費助成事業）

(1) 目的

不妊症の治療のうち、保険外診療の人工授精に関する治療を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を補助することにより、経済的な負担の軽減を図る。県費補助金は2分の1、市負担金2分の1。

(2) 対象

申請時に以下の条件全てに該当する者。

ア 法律上の夫婦、または事実婚関係にある者。

イ 治療開始時の妻の年齢が43歳未満の者。

ウ 夫婦の両方又はどちらか一方が岡崎市に住民登録している者。

エ 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科の医療機関、又は特定不妊治療の指定医療機関で治療を受けた者。

(3) 内容

1 夫婦につき自己負担額の2分の1の額で、年度に4万5千円まで、診療月から継続する2年間の補助。

(4) 周知方法

市政だより、ホームページに掲載。

(5) 補助状況（年度末現在）

(単位：件)

年度	実件数	延べ件数	母子健康手帳交付者数
R 1 年度	219	220	27
R 2 年度	235	237	41
R 3 年度	299	299	33

(6) 決算額

(単位：円)

年度	決算額
R 1 年度	6,737,000
R 2 年度	7,203,000
R 3 年度	9,352,000

(7) 令和3年1月1日以降制度拡充による効果

制度拡充項目	延べ件数 (件)	補助額 (円)
事実婚	1	45,000

5 特定不妊治療費補助（不妊に悩む方への特定治療支援事業）

(1) 目的

不妊に悩み、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）以外の方法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師の診断を受けた夫婦に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を補助することにより、経済的な負担の軽減を図る。国庫補助金は2分の1、市負担金2分の1。

(2) 対象

申請時に以下の条件全てに該当する者。

ア 法律上の夫婦、または事実婚関係にある者。

イ 申請する治療期間初日の妻の年齢が43歳未満の者。

ただし、令和3年3月31日時点で妻の年齢が43歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、令和2年度の申請要件に該当する者にあつては、妻の年齢が44歳未満の者。（以下「新型コロナ時限措置（年齢）」という。）

ウ 夫婦の両方又はどちらか一方が岡崎市に住民登録がある者。

エ 特定不妊治療以外の方法によっては妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断され、指定医療機関において特定不妊治療を受けた者。

(3) 内容

補助額は、1夫婦につき1回の上限30万円。（「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施」及び「採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないために中止したもの」については上限10万円。）特定不妊治療費の一環として男性不妊治療を行った場合、1回の上限30万円。（「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施」を除く。）

補助回数は、初めて申請した治療期間初日の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回、40歳以上43歳未満の場合は通算3回。ただし、令和3年3月31日時点で妻の年齢が40歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、令和2年度の申請要件に該当する者にあつては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数は6回。（以下「新型コロナ時限措置（回数）」という。）

令和3年1月1日以降治療終了分については、次のアまたはイに該当する場合は、これまでに受けた補助回数を再設置する（以下「補助回数再設置」という。）ものとする。

ア 補助を受けた後、出産した場合

イ 補助を受けた後、妊娠12週以降に死産に至った場合

(4) 周知方法

市政だより、ホームページに掲載。

(5) 補助状況（年度末現在）

（単位：件）

年度	実件数			延べ件数	母子健康手帳 交付者数
		上限30万円※ （再掲）	男性不妊 （再掲）		
R 1 年度	336	177	3	531	156
R 2 年度	331	173	5	509	166
R 3 年度	510	372	5	889	289

※ R 1 年度及びR 2 年12月までの上限30万円については初回申請のみ。

(6) 決算額 (単位：円)

年度	決算額
R 1 年度	88, 279, 000
R 2 年度	87, 532, 000
R 3 年度	178, 447, 000

(7) 令和 3 年 1 月 1 日以降制度拡充による効果

項目	延べ件数 (件)
事実婚	3
補助回数再設置	14
計	17

(8) 新型コロナウイルス感染症時限措置による効果

項目	延べ件数 (件)
年齢	3
回数	1
計	4

6 不育症検査費補助

(1) 目的

現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を補助することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図る。

(2) 対象

申請時に以下の条件全てに該当する者。

ア 申請時に岡崎市に住所を有する者であること。

イ 流産（生化学的妊娠は含まない）、死産の既往が合計 2 回以上ある者であること。

ウ 実施医療機関の施設要件を満たす医療機関で実施され、先進医療として告示されている不育症検査を受けた者であること。なお、実施医療機関の施設要件とは「不育症に係る先進医療を実施する保険医療機関として承認されている医療機関であること」「当該患者に対して、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関であること」である。

(3) 内容

補助金の額は、1 回の検査につき本人負担額として支払った額の合計と 5 万円のいずれか少ない方の額を補助する。ただし、その額に 1, 000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 周知方法

市政だより、ホームページに掲載。

(5) 補助状況 (年度末現在) (単位：件)

年度	実件数	延べ件数
令和3年度	10	10

(6) 決算額 (単位：円)

年度	決算額
令和3年度	488,000

7 不妊症・不育症支援ネットワーク事業

(1) 目的

不妊症、不育症患者への支援として、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援を実施する。

(2) 対象

不妊症・不育症患者を含む流産・死産を経験した者

(3) 従事者

保健師、公認心理士

(4) 内容

- ア 不妊・不育専門相談（12件）
- イ 保健師面接相談（4件）
- ウ 自主サークル、特別養子縁組制度等の案内
- エ 電話相談、家庭訪問（0件）
- オ 「岡崎商工会議所発お役立ち情報」及び企業メール配信での啓発

(5) 周知方法

- ア 死産届出時にチラシを配付
- イ 一般不妊治療費助成・特定不妊治療費補助金申請・不育症検査費の補助金申請の際に、アンケート及び保健師面接を実施。
- ウ 産婦人科医療機関へ連絡票の活用を依頼。

8 不妊・不育専門相談

(1) 目的

不妊症・不育症について、検査や治療に関する専門的な相談に応じることで、夫婦で主体的に治療に取り組み、今後の治療の方向性を考えるきっかけとなるよう、相談及び助言を行う。

(2) 対象

不妊症・不育症について不安や悩み等のあるもの（当事者本人及びその配偶者）

(3) 従事者

不妊症看護認定看護師

(4) 内容

ア 相談・支援

不妊症・不育症の検査や治療における不安や悩み等の相談を行う。

イ 相談状況

年度	実施回数(回)	実人数(人)	延べ人数(人)
R 1 年度	9	11	12
R 2 年度	4	5	5
R 3 年度	9	11	12

ウ 相談内容（複数回答可）

（単位：件）

内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
不妊の原因について	—	—	5
不妊症の検査・治療について	9	4	5
不妊治療を実施している医療機関の情報について	2	1	6
主治医や医療機関に対する不満について	1	—	2
世間の偏見や無理解による不満	—	—	—
家族に関すること	4	1	2
費用や助成制度について	2	1	4
不育症に関すること	1	—	4
不妊治療と仕事の両立について	1	1	2
その他	1	1	1

エ 満足度調査結果

不妊・不育専門相談実施後に、対象者へアンケートを実施。

年度	平均点数（点）
R 1 年度	4.4
R 2 年度	4.8
R 3 年度	4.6

※ 点数は5段階評価。

(5) 周知方法

市政だより、ホームページに掲載。チラシを一般不妊治療費補助・特定不妊治療費補助決定通知書に同封し、配布。ポスターを関係医療機関に送付し、掲示を依頼。

9 新型コロナウイルス感染症対策妊産婦総合支援事業（不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助）

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症により不安を抱える妊婦の不安解消を図るため。

(2) 対象

産科医療機関に定期的に通院または分娩予定の妊婦で、以下のすべてを満たす者

ア 新型コロナウイルス感染症に対し強く不安を抱える者

イ 発熱等の感染を疑う症状がなく、診療上の医師の判断によるウイルス検査を必要としない者

- ウ 検査の内容について、岡崎市が定める事前説明を受け、検査の目的、検査実施による影響等を理解している者
- エ 過去に本事業によるウイルス検査を受けていない者

(3) 内容

ア 補助内容

妊婦 1 人 1 回に限り上限20,000円

イ 補助件数・決算額

年度	補助件数 (件)	決算額 (円)
R 2 年度	15	300,000
R 3 年度	19	376,000

10 小児慢性特定疾病児童自立支援事業

(1) 目的

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病により長期にわたり療養を要する児童等の健全育成及び自立促進を図るため、療養生活における支援及び助言する。

(2) 対象

小児慢性特定疾病医療受給者及びその家族

(3) 従事者

保健師、小児慢性特定疾病自立支援員

(4) 内容

ア 療養相談・支援

長期療養上の不安や悩み等の相談及び小児慢性特定疾病医療給付事業の受給に関する支援を行う。

(ア) 面接相談・訪問状況

(単位：人)

	面接相談		訪問	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
R 1 年度	337	374	3	5
R 2 年度	365	414	7	12
R 3 年度	389	442	11	19

(イ) 疾患群別療養相談内容（申請時）

（単位：件）

疾患群	相談内容（再掲：新規）							計
	医療	家庭 看護	福祉 制度	就学	食事 栄養	歯科	その他	
悪性新生物	21(6)	7	9	12(1)	—	1	15	65(7)
慢性腎疾患	7(2)	4(1)	3	5	—	—	3	22(3)
慢性呼吸器疾患	4(2)	4	1	—	—	—	6	15(2)
慢性心疾患	30(15)	15(4)	6(1)	21	—	1	15	88(20)
内分泌疾患	37(12)	12(2)	4(2)	12(1)	2(1)	—	14	81(18)
膠原病	9(2)	—	—	2	—	—	3	14(2)
糖尿病	10(2)	5	2(1)	9(2)	3	—	7	36(5)
先天性代謝異常	5(1)	3	2	2	1	—	—	13(1)
血液疾患	1	2	2	3	—	—	3	11
免疫疾患	4(1)	—	—	1	—	—	2	7(1)
神経・筋疾患	8(2)	10(1)	4(2)	7	—	—	6	35(5)
慢性消化器疾患	13(5)	5(2)	3	10	1	—	9	41(7)
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	2	5(2)	3	3	—	—	4	17(2)
皮膚疾患	1(1)	2	—	1	—	—	1	5(1)
骨系統疾患	—	1	—	1	—	—	—	2
脈管系疾患	1(1)	1	—	1	—	—	—	3(1)
計	153(52)	76(12)	39(6)	90(4)	7(1)	2	88	455(75)

※同一の者に複数の疾病に関して支給認定を行っている場合は、主疾病に計上。

(ウ) 個別ケース会議出席状況

（単位：件）

	内訳
R 2 年度	退院時調整会議 2 回
R 3 年度	退院時調整会議 3 回

イ 小児慢性特定疾病児童等・家族教室

（単位：人）

開催日	内容	参加者数		
8 月 16 日	講演「病気と向き合う子どもを支えるーチャイルド・ライフ・スペシャリストの視点からー」	患児	家族	計
		2	8	10

ウ 情報提供

機関紙（小慢だより）の発行

時期	小児慢性特定疾病医療費支給認定 更新申請時に配布
内容	・担当係変更について ・小児慢性特定疾病疾患群別支給認定数について ・受給者証の疾病名表示について ・講演会・交流会について ・愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業について ・アピアランスケア用品購入費補助金の御案内について ・防災コラム

エ 小児慢性特定疾病児童手帳交付

交付状況 (単位：件)

	交付件数
R 2 年度	68
R 3 年度	78